



こんにちは。  
気温が安定しない今日この頃ですが、皆様お元気でお過ごしでしょうか。  
私たちは、皆様に確かなサービスをご提供できるよう万全な体調管理で日々仕事に臨んでおります。

## 平成24年4月、 各制度が変更となっております！

お知らせが遅くなり、大変恐縮ですが、この春に変更となった内容を掲載いたしました。  
既にご存知かと思いますが、今一度ご確認くださいねと思っております。

### 保険料率変更

① **協会健保の保険料率 全国的に引き上げ**  
全国平均 9.50%→10.00%へ上がります。  
東京では、9.48%→9.97%に変更となります。  
(各都道府県の保険料率は協会健保のホームページをご確認くださいませ。)  
5/1 に納付いただく保険料(3月分)より変更となります。  
また、介護保険料率も 1.51%→1.55%へあがりま  
す。  
協会健保へご加入の事業所様はご注意ください。  
健康保険組合へご加入の事業所様は各健保組合へご  
確認ください。

### ② 労災保険の保険料率 改定

55種の業種に分類されますが、**引き下げが35業種、  
据え置きが12業種、引き上げが8業種**あります。  
各業種別保険料率は、別紙(裏面)をご確認ください。

### ③ 雇用保険の保険料率 引き下げ

先月取り上げましたが、引き下げとなっております。  
【一般の事業の保険料率】  
1000分の15.5から **1000分の13.5**へ  
(事業主負担: 8.5/1000)  
(被保険者負担: 5/1000)  
詳細は別紙(裏面)をご確認ください。

### ④ 児童手当拠出金 引き上げ

5年ぶりの引き上げとなります。  
0.13%→**0.15%**  
4月分(5月末納付分)より変更となります。

### 高額な外来診療を受けるとき

これまで、**入院される方についてのみ**、窓口で「限度額適用認定証」を提示すれば、窓口での負担額を限度額でとどめることが可能でした。  
4月より、**外来診療についても**、この運用が適用されることになりました。

これにより、窓口でいったん支払う負担がなくなり、後の申請も不要となります。

ただし、予めご加入の健康保険組合へ「限度額適用認定証」を発行する必要があります。これを忘れてしまうと、今まで通り、事後の高額療養費の申請手続きが必要となります。

※ 健康保険組合によっては、ご自身で申請する必要のないところもあります。ご加入の健康保険組合にご確認ください。



### 育児・介護給付金の支給要件

4/1より支給要件の取り扱いが少し変更となります。

#### 【これまで】

支給単位期間に、育児・介護休業による**全日休業日が20日以上あること**

※1 支給単位期間に2月末日を含む場合、全日休業日数が18日(閏年の場合は、19日)以上であること

※2 1ヶ月に満たない支給単位期間については、全日休業日が1日以上あれば、支給要件をみだしません。

#### 【変更後】

支給単位期間に、**就業していると認められる日数が10日以下であること**

※1 支給単位期間の実日数が31日、30日、29日又は28日の場合には、それぞれ全日休業日が21日、20日、19日又は18日以上必要となります。

※2 1ヶ月に満たない支給単位期間については就業していると認められる日数が10日以下で、ともに全日休業日が1日以上あれば、要件をみだします。  
(全日に渡って休業している日以外のこと。  
土日祝日は、全日休業日に含まれます。)

### 年金関係

#### ① 国民年金保険料 引き下げ

月額40円の引き下げとなります。  
平成23年度15,020円→**平成24年度14,980円**

#### ② 年金額 引き下げ

年金額は物価変動に応じて改定され、法律の規定により、**0.3%の引下げ**となります。

#### 【平成23年度】

・**国民年金** 月額: 65,741円  
(老齢基礎年金(満額): 1人分)  
・**厚生年金** 月額: 231,648円  
(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額\*)

#### 【平成24年度】

・**国民年金** 月額: 65,541円  
(老齢基礎年金(満額): 1人分)  
・**厚生年金** 月額: 230,940円  
(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額\*)

\* 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準

### SATOコラム

今年もやってきました！  
例年通り、8月に社会保険労務士試験があります。  
試験日: 2012/8/26(日)  
申込期間: 2012/4/16(月)~2012/5/31(木)  
弊社でも、今年こそは！と意気込む社員で、熱気があります。  
試験は、午前の部と午後の部があり、全問マークシート式の試験で、実力と運、両方が必要な試験です。  
もし受けられる方がいらっしゃいましたら、一緒にがんばりましょう！

今年は、協会健保で**被扶養者調書**が実施されます。弊社でお手伝いすることも出来ますので、お気軽にご相談ください。

【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス  
〒170-0005  
東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階  
TEL: (03) 6831-3310

# 労災保険率表 (平成24年4月1日改定)

(単位: 1/1,000)

事業の種類	事業の種類	労災保険率	
林業	林業	60	
	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	20	
漁業	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40	
	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	88	
鉱業	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	19	
	原油又は天然ガス鉱業	5.5	
	採石業	58	
	その他の鉱業	25	
	水力発電施設、ずい道等新設事業	89	
建設事業	道路新設事業	16	
	舗装工事業	10	
	鉄道又は軌道新設事業	17	
	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	13	
	既設建築物設備工事業	15	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5	
	その他の建設事業	19	
	製造業	食品品製造業 (たばこ等製造業を除く。)	6
		たばこ等製造業	6
繊維工業又は繊維製品製造業		4	
木材又は木製品製造業		13	
パルプ又は紙製造業		7.5	
印刷又は製本業		3.5	
化学工業		5	
ガラス又はセメント製造業		7.5	
コンクリート製造業		13	
陶磁器製品製造業		19	
その他の窯業又は土石製品製造業		26	
金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く。)		6.5	
非鉄金属精錬業		7	
金属材料品製造業 (鋳物業を除く。)		7	
鋳物業		17	
金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)		10	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めつき業を除く。)		6.5	
めつき業		7	
機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)		5.5	
電気機械器具製造業		3	
輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く。)		4.5	
船舶製造又は修理業		23	
計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)		2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		4	
その他の製造業		7	
運輸業		交通運輸事業	4.5
		貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9
		港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)	11
		港湾荷役業	16
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業		農業又は海面漁業以外の漁業	12
		清掃、火葬又はと畜の事業	13
	ビルメンテナンス業	5.5	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	
	金融業、保険業又は不動産業	2.5	
	その他の各種事業	3	
船舶所有者の事業		50	

<平成24年度の雇用保険料率>

事業の種類	負担者 ①+② 雇用保険料率	① 労働者負担 (失業等給付に係る保険料率のみ)	② 事業主負担		雇用保険二事業の 保険料率
			失業等給付の 保険料率		
一般の事業	1.35%	0.5%	0.85%	0.5%	0.35%
農林水産・清酒製造業	1.55%	0.6%	0.95%	0.6%	0.35%
建設業	1.65%	0.6%	1.05%	0.6%	0.45%